

向陽台住宅団地 まちづくり協定(図)

建築物の屋根及び外壁は、
景観上できるだけ低彩度の
落ち着いた色彩を基調とする

建物は2階建て以下

建築物の用途は
一戸建て住宅とする

道路境界から
外壁までは
1.0m以上離す

隣地境界線から
外壁までは
1.0m以上離す

道路境界から
外壁までは
1.0m以上離す

1.0m以上
1.5m以内
生垣

1.0m以上 1.0m以上

塀の高さは
分譲地盤から
1.5m以内

1.0m以上

道路

道路

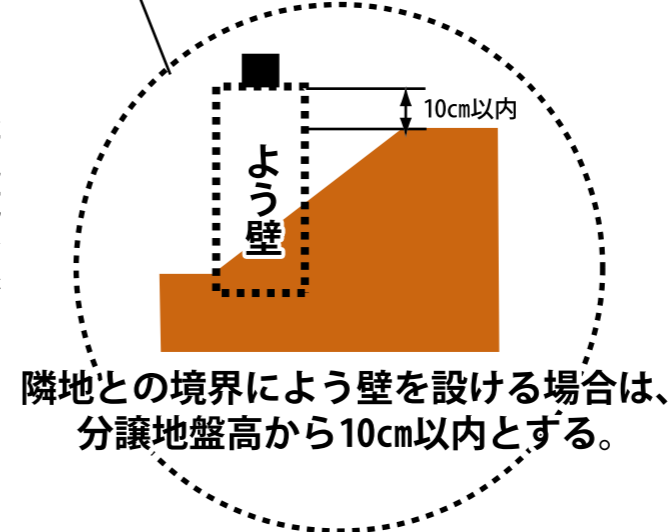
道路に面する塀・柵等になるものは
できる限り生垣とする。
ただし、塀等の工作物を設ける場合は
高さ1.5m以下とする。

区画分割の禁止。
地盤高については、理事長の許可なく
変更することはできない。

道路境界線

隣地境界線

道路境界線



隣地との境界によう壁を設ける場合は、
分譲地盤高から10cm以内とする。